

鳥羽地区 農業地域計画

策定年月日	令和6年12月6日
更新年月日	
目標年度	令和17年度
市町村名(市町村コード)	若狭町(501)
地域名(地域内農業集落名)	鳥羽地区 (大鳥羽、上黒田、麻生野、海士坂、三生野、無悪、三田、小原、南、山内、持田、長江)

1 理念・基本方針

[理念]

清らかな水や緑の自然と共生する豊かな農村

[基本方針]

- 1) 鳥羽川水系を中心とした自然景観の保全
- 2) 担い手農家と多様な担い手農家が一体となった水田農業の継続
- 3) 山の自然水を活用した有機農業の促進
- 4) 水田耕作や家庭菜園による土に親しむ農家の育成
- 5) SDGsの理念に基づき、誰一人取り残さずに「幸せ」を実感できる農業を目指す。



2 地域における農業の将来の在り方

1) 地域農業の現状と課題

- ・ 担い手農家への集積率がR5年で85%となっている。アンケート調査では多様な担い手農家の離農が更に進み、農家数の減少による集落維持機能の低下が心配される。
- ・ 規模拡大を限界とする担い手農家もあり、今後多様な担い手農家の離農が進むと、耕作者不足による不耕作田の増加が懸念される。
- ・ S48年に完了した圃場整備から50年が経過。水田に深みがあり、再度基盤整備を必要とする区域がある。
- ・ 農家のサラリーマン化や離農で、基盤整備に向けた理解が得られず、解決に向けた話し合いが進まない。
- ・ 獣害防止用恒久柵の未設置集落がある。設置した集落も山や川からの侵入により、獣害の発生が完全に防止できない。
- ・ 集落営農組織の役員高齢化に伴い、事業継承ができるか不透明な経営体もある。
- ・ 担い手農家と地権者との間で取り決めた賃料については、有料のほ場がある一方でゼロ円とした契約もあり、金額がバラバラになっている。統一を求める声はあるものの、足並みは揃っていない。
- ・ 担い手農家は規模拡大に伴い草刈り作業が過重となっている。集落単位の草刈り活動も高齢化や過疎化の進展で限界に近い。

陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。

[基礎的データ]

農業者	(担い手農家)14人 (多様な担い手農家)45人
水田面積	213.4 ha
集積率	90%
主要作物	水稻・園芸

2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻栽培を中心に、野菜の露地栽培やハウス園芸も促進していく。
- ・ 担い手農家への集積率を95%程度とし、多様な担い手農家の離農を抑制。適正な農村集落機能を維持していく。
- ・ 耕作不利田の水田基盤整備を実施していく。
- ・ 山裾に設置してある獣害防止の恒久柵の補修・更新を促進するとともに耕作田周辺に電気柵を設置し、獣害を完全に防止する。
- ・ 集落営農組織の連携を図る。
- ・ 利用権設定の賃料を水利費相当額で地区内を統一し、水田の集約(交換)化を促進する。
- ・ 地区内の水田を適正な景観とするために、集落単位の活動と連携しながら、社団法人を設立し地区全体の水田の草刈りを実施していく。
- ・ 減農薬減化学肥料栽培を奨励。家庭菜園での有機栽培を推進していく。

3 農業上の利用が行われる農用地等の区域

1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	208 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	191 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積	17ha

2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・ 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

4 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・ 効率的な農作業に向け、担い手農家は農道を挟み1ha以上の団地化に努力する。
- ・ 多様な担い手農家は現況の耕作田の維持管理に努める。
- ・ 離農する担い手・多様な担い手農家の耕作田は、担い手農家に集積する。

2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 地域全体の水田を農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家の経営意向により段階的に集約化を進める。

3) 水田基盤整備事業への取り組み

① 水利施設の更新事業

- ・ ポンプ、パイプ等の更新を土地改良区と協議する。

② 田んぼダム

- ・ 北川下流域の洪水被害防止効果を発揮(洪水を水田に一時貯留)する田んぼダムを上流部で促進する。

③ 耕作条件改善事業

- ・ 区画拡大・暗渠排水・深み解消などの耕作条件改善事業を進める。

④ 獣害対策事業

- ・ 山裾にある恒久柵の適正な維持管理を進め、損傷した柵の更新対策を進める。
- ・ 川からの侵入に対しては電気柵で防止する。電気柵の支援を町に要請する。

4) 多様な担い手農家の継続方針

- ・ 多様な担い手農家に対する農業機械の共同利用やレンタル支援を関係機関と検討する。
- ・ 多くの人が土に親しむ機会を創出するために、地区家庭菜園グループの発足を促す。
- ・ 農楽舎出身の研修生や農業に意欲を示す若者を積極的に受け入れ、新規就農者の確保に努める。

5) その他課題と対応方針

① 賃料の統一化

- ・ 担い手農家間の耕作田の交換による集約化を円滑化するために、賃料を統一する。
- ・ 土地改良区の経常賦課金と維持管理費は地権者などと協議していく。
- ・ 今後予想される水利施設更新事業の耕作者負担は、土地改良区との協議とする。

② 地区の草刈り隊の組織化

- ・ 担い手農家が過重となっている草刈り作業を、地域全体で支援する組織を結成する方向で関係者と協議していく。
- ・ 多面的機能支払交付金活動との調整を図っていく。

③ 担い手農家の連携組織

- ・ 農業機械の共同利用・資材の共同購入・農産物の販売など、連携できる組織体を整備できるように関係者と協議していく。
- ・ 集落農業形態の連携強化を協議していく。

5 地域計画(案)策定協議の経緯

	年	月	日	意見交換会・協議会	備 考
1	5	11	27	担い手農家との意見交換会 ①	13人
2	5	12	18	多様な担い手農家との意見交換	12人
3	6	1	24	女性有識者との意見交換会	7人
4	6	1	22	農業を考える会 ①	9人
5	6	2	5	農業を考える会 ②	9人
6	6	2	19	農業を考える会 ③	8人
7	6	3	18	担い手農家との意見交換会 ②	13人
8	6	3		集落説明	各集落の新年度総会時に説明
9	6	3	25	地域計画策定協議会	13人
10	6	11	15	意見聴取	